

平成24年3月6日

民生常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成24年3月6日
開会 午後12時56分 閉会 午後3時10分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 芳滝 仁
副委員長 藤原 孟
委員 小川純文 岡本眞利子 田口廣之 成田年雄 中橋友子
- 4 傍聴者 野原恵子 増田武夫 谷口和弥 平田記者（勝毎）
- 5 事務局 局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 6 審査事件 1 付託された議案の審査について
(1) 議案第20号 幕別町発達支援センター条例
(2) 議案第24号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
2 その他
所管事務調査項目について
- 7 審査結果 別紙

委員長 芳滝 仁

◇審査内容

(12:56 開会)

○委員長（芳滝仁） ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

審査に入る前に、各委員に申し上げます。担当部局より追加の説明資料が提出されましたのでお手元に配布してあります。

これより議事にはいります。

それでは、本委員会に付託されました議案第20号「幕別町発達支援センター条例」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（菅好弘） 議案第20号「幕別町発達支援センター条例」につきまして、提案の理由をご説明いたします。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。提案の理由につきましては、先の本会議の中で高橋副町長からご説明いたしましたとおりでございますけれども、私からは一部重複する部分もあろうかと思いますが、改めましてご説明させていただきたいと思います。

障害者自立支援法、発達障害者支援法の施行により、障がい児及び発達に支援の必要な児童の支援施策に主体的に取り組むことが地方公共団体の責務とされている中、「第5期幕別町総合計画」において、「心豊かに暮らせる障がい者（児）福祉の推進」、これを町の最重要課題のひとつと位置付けており、また、平成22年に策定いたしました「幕別町子どもの権利に関する条例」では、「未来をつくる子どもたちのしあわせなまちづくり」を目指し子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えていくものとしております。

また、昨年8月に実施いたしました「幕別町障がい者福祉計画・第3期幕別町障がい福祉計画」の策定にかかるアンケート調査結果につきましては、お手元に資料があるかと思いますが、支援を必要とする子どもの保護者から発達支援の取り組みについての要望が非常に多く上がっており、発達支援の取り組みが急務であると考えております。

支援を必要とする子どもへ支援の基本的な方向性につきましては、平成23年に発達支援センター設置検討会議を庁舎内に設け、約1年間をかけて検討を重ねてまいりました。お手元にあります、幕別町発達支援システムということになります。これの20ページをお開きいただきたいと思います。この中では、障がい児及び発達に支援の必要な児童に対する乳幼児期から学齢期・就労期までの縦の連携と保健・医療・福祉・教育・就労の横の連携による支援を提供する仕組みといたしまして今年1月に同支援システムを策定したところであります。同支援システムの運用にあたり、障がい児及び発達に支援の必要な児童に対する心身の発達を総合的に支援するため、専門的な相談、指導、療育等を行う中核的拠点といたしまして、幕別町発達支援センターを設置することとし、幕別町発達支援センター条例を制定するものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明させていただきます。

第1条につきましては、発達支援センターの設置目的を定めるものであり、ただいま申しあげましたように障がい児及び発達に支援の必要な児童に対する専門的な相談、指導、療育等を行い心身の発達を総合的に支援するため、発達支援センターを設置するものであります。

第2条につきましては、発達支援センターの名称及び位置を定めるものでありまして、名称は「幕別町発達支援センター」とし、位置は、幕別町新町122番地の1と規定するものであります。場所といたしましては、保健福祉センター内となります。

第3条につきましては、発達支援センターが行う事業を定めるものでありまして、第1条の設置目的の機能を果たすため、発達に支援の必要な児童に対する相談・指導・療育・サービス調整のほか、住民や関係機関に対しての研修や啓発事業を行うものであります。

第4条につきましては、発達支援センターを利用する対象者を定めるものでありますが、利用対象は幕別町に在住する児童、その保護者や家族としております。

第5条につきましては、発達支援センターに従事する職員を定めるものであります。

第6条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。第1項では、本条例の施行期日を平成24年4月1日からとし、第2項では、発達支援センターの中に「幼児ことばの教室」の事業を取り込みますことから、幕別町保健福祉センター条例第3条第4号に規定する「幼児ことばの教室」を「発達支援センター」に改めるものであります。

以上で議案第20号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝仁） 説明が終わりました。これより質疑をおこないます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。中橋委員。

○委員（中橋友子） 詳細な資料はいまいただいたばかりで、目をとおしておりませんのでこの中身に関わって、書いてあるかもしれないけれども、この際だからお尋ねをしておきたいと思います。

発達支援センターが設立されることは、地域のみなさん特に障がいをお持ちの方々の前からの大変な願いでありましたから、このこと自体は待たれた条例であるというふうに思いましてよかったと思います。条文は6条までということなのですが、具体的に年齢、乳児から18歳高校生ということですので、相当綿密な体制をとってやっていかなかったら実際に機能を果たせていけないのではないかと思います。

そうすると、場所と職員の体制というのが一番だと思うのですが、第5条でうたわれている必要な職員というのは、どんな職種の人で何人の体制でどんなふうにされているのか。スタートの時点で、予測される利用はどの位いらっしゃるのか。設備の点でも、以前大樹町の発達支援センターを見せていただいたことがあるのですが、かなり専門的なスペースといたしますか、中にいらっしゃる子どもさんに負担を与えないようなかたちで、外側から観察をしながら支援をしていくというような仕組みもつくられておりました。保健福祉センターでそういう体制を採られるのか。もうひとつ、最後ですが、利用される子どもさん何人位かということですが、地域別に分けると札内、幕別どんなふうになるでしょうか。以上です。

○委員長（芳滝仁） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） それでは私の方からお答えさせていただきます。

まず職員の体制ですが、いま想定しております発達支援センターは現状あります幼児ことばの教室を切り替えまして、発達支援センターといたしたいと思っております。

保育士につきましては、現状5名そのままの体制でいきたいと思っております。新た

に、地域コーディネーターということで、嘱託職員1名の配置と作業療法士を委託契約により週1回の派遣をしていただくことにしております。

それから、これも専門的職員なのですが、臨床心理士と職員向けの作業療法の講師役と言いますか、そういう作業療法士の方を道の派遣事業によりまして、年6回の派遣を受けることといたしております。従いまして、専門職といたしましては、保育士、地域コーディネーター、作業療法士、臨床心理士という職種となろうかと思えます。

当初、スタート時の予定人員なのですが、大体1学年といえますか、幕別町では現在平均すると200名前後の新たな出生者がいますが、その内の約1割弱程度を見込んでおりまして3歳、4歳、5歳、6歳と約4年間位の子どもたちを15名程度見込んでおりますので、およそ60名から70名の間と見込んでおります。

スペースの関係なのですが、先ほど申しましたように現ことばの教室を活用するというので予定しておりますので、専門的なスペースとしては十分ことばの教室はその機能を果たせるものと認識をしております。以上です。

○委員長（芳滝仁） 地域別は。

○福祉課長（横山義嗣） 地域別利用状況なのですが、通所者の内およそ8割程度は札幌地域から、2割程度が幕別の子どもということになります。

○委員長（芳滝仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 職員の方は、保育士が5名と地域コーディネーターの方が1名と臨床心理士が1名、常勤ということですか、この方たちは。開設は当然月曜から金曜までの5日間だと思いますので、この7名の方で対象となる70名の方を支援するということになるのだらうと思うのですけれども、当然、通所ということになります。ことばの教室を発展して考えれば、障がいの程度により指定されている週に3回ですとか2回ですとかいう形で、日にちが設定されてこの方たちが常時それぞれカリキュラムを設定されて通って治療に当たられるということでした。保育士さんはいままでもそうだったのですが、町の保育士さんが当たってこられました。これまでも求められてきていたのですが、一般の保育士と違いまして支援センター、ことばの教室もそうなのですが、そこに必要とする免許も求められていると思うのですけれども、その点はどうなのでしょう。

地域コーディネーターの方と臨床心理士の方はそれぞれ1名で、1年契約の臨職、たしか新聞に募集で臨職というかたちで載っていたと思うのですが、こういう仕事というのは系統的にずっと子どもさんの障がいの状況を把握しながら成長と共に必要な支援をしていくという役割を持っている。1年単位の臨時の指導員の方たちで、果たしてそういう臨時の雇用体制で役割が果たしていけるのか、本来であれば常雇の職員で何年も落ち着いて見ていただくというのが理想だと思うのですけれども、そういう心配はございませんか。

8割が札幌からということで、保健福祉センターに8割の方が通ってこられます。これまでも、交通費の助成というのがことばの教室でされていたのですが、それが継続されるのかということと、いま始まったばかりで将来のことをいうのはおかしいのだけれども、青葉町に障がい者に対するいろいろな施設を集約してこれから開設していく考えがありますね。そういったところに、発達支援センターを位置付けるというような思いはお持ちなのでしょう。以上です。

○委員長（芳滝仁） 民生部長

○民生部長（菅好弘） 職員の免許ということになりますけれども、障がい児教育といえますか療育に携わった職員は保育所の保育士の中にもいます。今年、新たに新年度から職員採用3名するわけなのですが、その内2名が特別教育支援の免許を持っていたり、音楽療法士の資格を持っていたりという方の採用をしておりますので、専門的な職員をそういうところに配置できる考え方をしていきたいと考えております。

もうひとつはコーディネーター、この方については臨職ということで、嘱託職員ということで採用いたしますけれども、本来的には先ほど課長が言いましたように、作業療法士にしても、臨床心理士にしても正職員として配置していくことができればいいのだが、いま全国的にも臨床心理士というのがなかなかいないというのが現実であります。専門職については、ある程度のスパンの中で計画的に採用は検討していかないと、いますぐここで採用できるかということは非常に厳しいものがあるという思いでおります。もうひとつ、人の問題がどうしてもついて回りまして、資格があれば果たしてそれでいいのかということもあります。ですから、そういったところも見極めていかなければならないという思いもあります。

コーディネーターにつきましては、保護者の方とのコミュニケーションをとりながら保護者の悩みとか、そういった相談に乗るということと、この後ご説明いたしますが、発達支援システムの考え方としましては、子どもたちが通所してきて週1回なり2回来て、その中で療育を1時間受けてそれで改善されていくのか、これは非常に難しい部分があります。それともうひとつは子どもたちというのは、日常は家庭にいるかまたは保育所だとか幼稚園とか、そのようなところで生活している時間帯が長いわけで、これからの支援の仕方といたしましては、そういう保育所だとか幼稚園の職員とも連携を図りながら、その子どもにあった療育、この子どもについてはこのようなことを注意しながら育ててください、見守ってくださいということを発達支援センターと現場とがきちんとコミュニケーションを取りながら、指導方針を確認しながらいけることが大事なのだらうと思います。そのほかに通所していただいたときに、成長の度合いを見ていくことも必要であるという考え方をして進めようという考えでおります。

このようなことから、そういう役割をコーディネーターにお願いをする。もうひとつは、いままで学齢前の子どもたちが対象だったのですが、今度のシステムは小学校、中学校の学校現場とも連携をとりながら、学校にいる特別支援員の先生方との連携をとりながら、その子どもが成長に合わせて、病院ではカルテというのでしょうか、そのようなものが引き継がれて、流れを見ながら現場で専門的な指導が受けられるという形にしていきたいという考え方でおります。コーディネーターはそういう役割を担っていただけの形をとりたい。そういう形になりますと、例えば学校におきましては特別支援教育を携わった先生がいることが一番望ましいのですが、いま教育現場でもなかなかそういう人がいっしょにいない、特に退職して経験のある先生もなかなか見つけづらいということもありますので、まずはスタートに当たりましては、嘱託として今回募集させていただきましてけれども、これから流れの中で良い方を町職員として採用するというのも考えていかなければならないと思っております。

交通費の助成ですが、引き続き継続して支給はさせていただきたいと考えております。

それから、将来の展望ですが、先ほど言われました青葉町にも仮称ですけれども障がい者福祉センター構想の中に取り込めるかということについては、まだ構想段階としてはそこに持ってくるという考え方はしておりません。スペースの問題とか整理がしていない部分もあります。そういったことについては、これからの検討になります。ただ、先ほども言いました専門的な個室での子どもと保育士のやり取りを確保される施設体制ということになると、いま保健福祉センターにあることばの教室の施設は専用で作った施設であり、それがまだ十数年しか経っていないという現状を考えますと、札内から通われるお母さんたちにとっては非常に大変なご迷惑になるのかもしれないのですが、専門的な設備が整った施設で、当面は運営させていただきたいと思っています。

ただ、その施設もいつまでもつかということになれば、必ず建て替えの時期とか、新たな整備をしなければならない時期がきますから、その時には施設の検討をしていく必要がある。

もうひとつは、子どもたちが1割程度という見方で説明させていただきましたが、この後増えていくのか、そうしたときに施設の設備で十分賄いきれるのかということも出てきます。そのような子どもたちの推移なども見ながら対応を考えていたいという思いでおります。

○委員長（芳滝仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大体の全体像が見えました。忠類にいるお子さんはいままでと同じように大樹に通われることになるのだろうと思うのですが。

いままででないことですから、最初から100%求めようとも思いませんし、立ち上げることが大事だと思いますので、このこと自体十分認めるところなのですが、部長が言われたように資格を持っていけばいいのかということもあったのですけれども、いままでと違って18歳までの子どもさんを支援するということになれば、当然保育所、保育士というのは6歳以下ですからその専門の先生方ですから、そうすると当然小学校の学齢期のお子さん、中学生、高校生となれば、確か大樹町の方では教職員の免状を持っていられて、さらにこういった支援をできる資格を両方持っていただける方を採用されて当たってこられたというのを見てきたものですから、そんなふうになっていくことが望まれると思ひまして、どんな考え方でいるのかということをお伺いします。

最後ですが、いま70名の中の年齢配分をお伺いしたいと思います。

○委員長（芳滝仁） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 手元に詳しい資料がないのですが、およそ15名から20名位の間なのです。今年については、70名位がことばの教室に通所しておりまして、今年度は28名がことばの教室を卒業といいますか、終えるかたちになっております。

すみません。細かい数字は持ち合わせていませんが、発達障がいが見れるのは集団に入ってからが多いものですから、例えば保育所ですとか幼稚園に行った4歳、5歳が多いということになります。人数的には、先ほど言いましたように今年の卒業、終了する子どもが28名おりますので、大体25名前後が現在ことばの教室に通所している形になります。

○委員長（芳滝仁） 学齢ごとについては、後で調べておいてもらって報告願います。
中橋委員。

- 委員（中橋友子） 学齡ごとに教えていただきたいのと、学校に行っているお子さんにも支援されると思いますので、一般的には学童保育所といいますか、授業の終わった後通ってこられると思うのですが、こういった体制で通所を想定されているのか。もちろんそういうところにも交通費が出るのでしょうか、いままでになかった、枠を拡げて大きいお子さんも通ってこられる姿がどんなふうに行うのか姿が見えないものですか。後で結構ですから教えていただきたいと思います。
- 委員長（芳滝仁） 通所される子どもたちが、年代別によって形が違うものですから、どのようなサポート体制を取っているのかということを含めて、その辺は大丈夫ですか。福祉課長。
- 福祉課長（横山義嗣） 中橋委員の発言の中で、私どもの説明不足だったのかもしれませんが、訂正をさせていただきたいのですが、条文の中で連携ということで小学校、中学校というのがあるのですが、ページ数20ページの中で、この中で左側の方に小学校、中学校、高校というふうに連携ということなのですが、発達支援センターに通所して療育するのは0歳から6歳児を想定しています。小学校、中学校の連携というのは、保護者ですとか特別支援コーディネーターの先生との連携ということで考えておりまして、小学生、中学生の個別の療育までは想定しておりません。以上です。
- 委員長（芳滝仁） 中橋委員、いいですか。
- 委員（中橋友子） 人数だけ後でお願いします。
- 委員長（芳滝仁） 成田委員。
- 委員（成田年雄） 0歳から6歳児までの、70名もいるのですか。現在地はどこにいますか。どこにいつているのですか。
- 委員長（芳滝仁） 民生部長。
- 民生部長（菅好弘） 子どもたちは、家庭にいられたりまたは3歳以上になってきますと保育所、幼稚園に通われていたりといろいろですけれども、いま通所している子どもたちは70名。それも毎日ではなくて、週1回とか2回とかそのようなかたちでの通所になっております。日常生活は、家庭だったり保育所だったり幼稚園だったりというようなこととなります。
- 委員長（芳滝仁） 成田委員。
- 委員（成田年雄） 職員数はコーディネーターも入れて7名と言っているけど、現実に1日のあれは何人くらい通所してくるのか。
- 委員長（芳滝仁） 1日の通所人数ですか。福祉課長。
- 福祉課長（横山義嗣） その日によって違うのですが、1日だいたい15名前後が通所してきます。
- 委員長（芳滝仁） 成田委員。
- 委員（成田年雄） 保育士の0歳から6歳までというのは、法律で決まっているのだけれども、何人体制になっているのか。
- 委員長（芳滝仁） 福祉課長。
- 福祉課長（横山義嗣） ことばの教室の今回の発達支援センターも個別の療育ということなので、1対1という形になります。
- 委員長（芳滝仁） いいですか、成田委員。

- 委員（成田年雄） 年間予算はどの位になりますか。
- 委員長（芳滝仁） 人件費ですか。
- 委員（成田年雄） 人件費、その他含めて。
- 委員長（芳滝仁） 民生部長。
- 民生部長（菅好弘） どれ位の予算になるかといいますと、発達支援センター費というのが予算の中に出てきますが、約1,000万あります。その内、大樹、南十勝の負担金も含まれますので、それが600万位ありますので、400万くらい。残りが、職員費の中に保育士の人件費が含まれますので、総額で大体5,000万から6,000万位の間でないかと、いま手持ちの資料がないものですから申し訳ないのですが、それ位の予算になると思われま
- 委員長（芳滝仁） 成田委員。
- 委員（成田年雄） この前、ひまわりの家の視察に行ったのだけれども、ひまわりの家と同じじゃないの。ひまわりの家の増築、改築という部分が出ていたけれど。こういうところにふっつけるのではなく、ひまわりにふっつけてしまえばいいのではないか、違うの。
- 委員長（芳滝仁） 福祉課長。
- 委員（横山義嗣） ひまわりの家につきましては、知的障がい者の施設なのです。発達障がいというのは概念が違いまして、例えば多動ですとか自閉症ですとか学習障がいですとかいうことになりますので、知的的には普通の人と変わらないのですが、対人関係が上手くできなかつたりとかいう子どもたちのための施設ということになります。
- 委員長（芳滝仁） いいですか。田口委員。
- 委員（田口廣之） いままで幼児ことばの教室を発達支援センターということで、18歳とか年齢を上げているのですが、いまここで18歳までと括りをつけると、義務教育でいくと小学校1年生から中学校3年生までの子どもも対象になっていくと思うのですが、支援センターいろいろな相談を受けてきたときに、その子どもの進級だとかそういうことにまで言及できるのか、どの程度までの権力というか、権利というか行政側の指導の範囲が及ぶのかということ伺いたい。
- 委員長（芳滝仁） 民生部長。
- 民生部長（菅好弘） 私の説明が十分でなかったかもしれないのですが、発達支援センターにつきましては、学齢前の子どもたちを中心とした療育。ただ、その段階だけでは成長というのが見定められないというのがありまして、学校に上がりますと特別支援教育という形の中に入ったりしていきまして、そこに支援員というのがいまして、その先生方が子どもたちの指導というのは教育の範疇の中で行われるわけです。就労ということになりますと、進級というのは義務教育は中学まで行きますので、そのあと高校に進学するまたは中学で卒業して就職するとかということになってきますと、地域の中で自立支援協議会とういうのが設立されております。こういったところが、相談の受け皿ということになってくるわけなのですが、いままでもこれからもそうなのですが、学校は学校教育の中での指導というのが中心となります。その子ども成長というものをどうやって繋いでいくかということで、0歳児から6歳児までの成長の記録というものは学校に行ってもそのまま引き継がれていく、その子ども成長が見られるという形で発達支援セ

ンターが中心となって学校との連携だとか、18歳になっていった時の場合での支援だとか、大人になった時に自立支援協議会だとかそういったところの連携を図っていくひとつの拠点にしていきたいというのが、発達支援センターの位置づけになっていくかと思えます。

- 委員長（芳滝仁） 田口委員。
- 委員（田口廣之） 進級だとかそういうことまでには、及ばないということですね。わかりました。
- 委員長（芳滝仁） ほかにございませんか。小川委員。
- 委員（小川純文） 先ほど、課長より70名程度とお話してありましたが、主体的にはことばの教室関連の方が多いのかなという話ですけれども。ことばの教室、学校の方の関係においても軽度な子ども、要するに1年以内の短期的に通って卒業する子どもから、対人関係的に多面的に対応していく児童の場合、幼児の場合というのがあると思うのですが、大まかに先ほどの中橋委員の質問にも関わりますが、いま想定している70名の中で軽度なことばの障がい、発音障がいだとかそういう部分もことばの学校に含まれると思うのですが、そういう部分と多面的に見ていかなければいけない部分の現段階での想定する割合というのはどういう感じなのでしょうか、現状の中での。
- 委員長（芳滝仁） 福祉課長。
- 福祉課長（横山義嗣） 発達システムでお配りしてあります中の最終ページになるのですが、この中のことばの教室通室状況ということで、平成22年までの状況を記載してあります。支援の内容別通室状況になりますが、平成22年78名ということになっていますが、この内、発達障がいと思われる子どもさんが34名、ことばの障がいが31名、知的障がいを持った方が12名、肢体が1名となっております。状態によっては3年間通われる子、1年で終わる子がいると思われまます。その後の就学先というのが下の表になっております。この78名のうち、普通学級、支援学級、ことばの教室だとか養護学校というふうに通室先が、この年は25名が通室が終わったということになるのですが、このような状況で就学先が決定している現状があります。
- 委員長（芳滝仁） よろしいですか。岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） ことばの障がいのある子どもたちが発達支援センターに通所しまして、個人差はあるかと思いますがいくらかは改善されるという率は大きいのでしょうか、お伺いします。
- 委員長（芳滝仁） 福祉課長。
- 福祉課長（横山義嗣） 当然個人差はあるかと思いますが、かなりの方については改善の方向に向かって小学校へ。また小学校の特別支援学級の中でもことばの教室がありますので、引き続きそちらの方で療育するという連携をとっております。
- 委員長（芳滝仁） ほかにございませんか。成田委員。
- 委員（成田年雄） ことばの障がいというが、マンツーマンで教えるというか、みんなワイワイ騒いでいるところで発達障がい治るケースがずっと多いと思うのだが、本来は。

自分の知り合いの中にもいたのだけれど、小さい時はしゃべれなかったけど、社会人になったら普通と同じにしゃべれる気がするのです。それを障がい者として、マンツーマン

マンで教えるなんて、それよりもずっと大きな囲いの中で、みんなでワイワイ遊ぶ施設をつくった方が、そこまでやる能力的には何もないのだから。

○委員長（芳滝仁） 説明できますか。民生部長。

○民生部長（菅好弘） ことばの障がいの例がだされました。子どもたちの生活というのは、家庭の中であったり、保育所だとか集団の中で生活をしていたり、そういう部分が非常に多い訳です。その中で専門的な療育、専門的な指導を受けるために発達支援センターの方に週2回程来られたりする。そうした時、成田委員が言われたように大勢のなかで治した方がいいのではないかと、治る場合もあるのではないかと、これは確かにその通りです。日常生活の中では子どもたちは保育所であるとか幼稚園だとかで生活していますので、専門的な治療、療育を受けながらそういうところで生活して治っていくケースが多いのではないかと思います。

○委員長（芳滝仁） ほかがございますか。小川委員。

○委員（小川純文） 若干なのですけれども、いままでことばの教室も含まれるということで、発達支援センターという括りの総括的な名称ですけれども、ここら辺の周知の方法を上手くしてあげてほしい。ことばの教室に通っているというのと、発達支援センターに通っているという意味合いが重くならないような周知の方法、そういうケアをしてあげた中での方策を進めていってほしいなと思うところなのです。よろしく願います。

○委員長（芳滝仁） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 発達支援センターというのは、あくまでもこのシステムの中核を担うということで、ことばの教室はそのまま残しまして、個別療育についてはことばの教室に通所していただく形を継続したいと思っています。

○委員長（芳滝仁） ほかにありますか。ないようでありますので、議案第20号に対する質疑は以上で終了いたします。

討論、採決は後ほど行いたいと思います。

申し出がありました資料については、後ほどよろしく願います。

ここで説明員の方、どうもありがとうございます。入れ替えがございましたので、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（芳滝仁） 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第24号「幕別町総合介護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（菅好弘） 議案第24号「幕別町総合介護条例の一部を改正する条例」につきまして提案の理由をご説明申しあげます。議案書は9ページ、議案説明資料は5ページからとなります。先の本会議におきまして高橋副町長から提案の説明がありましたが、一部重複する部分もありますけれども改めて私の方から説明させていただきたいと思ます。

今回の改正の内容につきましては、平成24年度から平成26年度までの3カ年間の第1号被保険者いわゆる65歳以上の方の介護保険料率の見直しを行うものであります。介護保

険料につきましては、市町村介護保険事業計画に定める保険給付に要する総額などに照らし、向こう3カ年間の介護保険料を政令で定める基準に従い条例で定めると介護保険法の規定に基づきまして幕別町第5期介護保険事業計画を策定し、今般の保険料改定の提案に至ったところであります。

介護保険事業計画の策定にあたりましては、幕別町介護保険運営等協議会に諮問いたしまして、4回の審議を経て平成24年2月20日に答申をいただき、その答申の内容に基づきまして第5期の基準保険料の月額を現行の3,850円より1,100円増の4,950円とし、更によりきめ細やかな所得段階と保険料率を設定するため現行の8段階9区分が9段階11区分に変更するものであります。

次に、基準保険料の4,950円の算出根拠につきましてご説明をいたします。先ほどお配りいたしました、A4判の1枚ものがお手元にあろうかと思っておりますが、これをご覧いただきたいと思っております。本資料は、幕別町第5期介護保険事業計画から抜粋したものであります。第1号被保険者数につきましては、平成24年度から26年度までの向こう3カ年の被保険者数を22,318人と推計をいたしております。また、所得段階被保険者数はご覧のとおり的人数となります。この人数に各所得段階の料率を乗じて算出いたしました被保険者数が、①欄の所得段階別加入割合補正後被保険者数となりまして、3カ年を合計いたしまして21,226人というふうになります。

②欄の標準給付費見込額は、本町の向こう3カ年の介護保険サービス給付費の見込みでありまして、年々増加しております。3カ年の合計では、62億9,604万8,000円を見込んでおります。

③の地域支援事業費見込額は、介護予防事業や地域包括支援センターの運営に要する経費で、3カ年合計で7,500万円を見込んでおります。

④の第1号被保険者負担分は、②欄と③欄の合計の21%を負担していただくのもので、13億3,792万80円となります。調整交付金につきましては、市町村間において75歳以上の後期高齢者の人数や所得段階別の被保険者の分布状況の違いにより保険料に格差が生じますことから、これを是正するための国からの交付金でありまして標準給付費の5%を基準といたしましてこれを超えた分が第1号被保険者の負担分を軽減することになっております。この度、幕別町は全国平均より後期高齢者が多いことや所得が低いことなどから0.39%多く交付されるであろうことを見込んでおります。

⑤欄では、調整交付金相当額5%と見込額5.39%との差といたしまして、3カ年合計で2,455万4,000円を見込んでおります。

⑥欄の市町村特別給付費につきましては、介護保険の標準的な給付のほか市町村が条例で定めるところにより追加する給付でありまして、本町では入浴補助用具、バスマットの購入の補助を実施いたしております。3年間で60万円を見込んでおります。⑥欄の次の欄は、第4期介護給付費準備基金保有額であります。平成23年度当初では2,698万3,611円でありましたが、今回の補正予算で1,800万を基金に積み増しをいたしました結果、平成23年度末の基金保有額は約4,450万円となる見込みであります。

この内⑦番にありますように、3カ年で4,410万円を取り崩しいたしまして保険料の軽減を図るものです。

さらに⑧欄につきましては、北海道に設置されております財政安定化基金の内、市町

村が積み立てた部分が、保険料の上昇抑制のために取り崩されることとなり本町に交付されます1,531万1,047円を充てるものであります。

⑨欄は、保険料収納必要額となりますが、カッコ書きにありますように計算した結果12億5,455万5,033円が必要となります。この必要額を確保するために、賦課額を算定したのが⑩欄の保険料賦課額で、収納率を99.5%と見込み、合計で12億6,085万9,329円を賦課するものであります。

この⑩欄の賦課額を①欄の補正後被保険者数21,226人で割り返したものが、⑪欄の介護保険料年額でありまして、100円未満を整理した結果⑫欄の59,400円となり、月額にいたしまして⑬欄のとおり4,950円となるものであります。第4期の介護保険料は月額3,850円でしたので、1,100円の増、率では28.6%の増となるものであります。また準備基金の取り崩しによる軽減効果が月額174円、さらに最後の欄、財政安定化基金の取り崩しによりまして月額60円。合わせまして月額で234円が軽減効果額となっております。

次に議案説明資料の8ページをお開きいただきたいと思っております。左の欄が第4期の計画で右の欄が第5期の計画ということになります。保険料を算出する際の所得段階についてであります。先ほど申しあげましたとおり第4期では8段階9区分でありましたものを、9段階11区分に改めるものであります。なお条例の文言上では段階という表現がありませんが説明の都合上、段階という表現を使わせていただきます。

第4期との変更点を申しあげますと、第3段階の対象者のうち課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方につきましては介護保険法施工令の一部改正によりまして、標準割合である0.75を下回る割合を定めることができることとなりましたことから、0.1引き下げまして0.65に軽減をするものであります。次に第6段階と第7段階の境界所得である基準所得金額を200万円から190万円に変更することにより、第7段階の対象者が190万円以上500万円未満へと所得層の幅が広がりますことから、負担能力に応じた保険料賦課の観点に基づきまして第7段階を二つに分け、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方につきましては現行の1.5から0.15引き上げまして1.65といたしまして、さらに最高所得階層である500万円以上の方につきましては現行の1.75から0.05引き上げをいたしまして1.8とするものであります。

また第4期から実施をいたします第4段階の対象者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満の方に対する軽減につきまして、第5期においても継続するものであります。これによりまして第5期につきましては9段階11区分となり、負担能力に応じたさらにきめ細やかな負担区分の設定といたしたところでありまして。

所得階層ごとの保険料額であります。基準保険料を月額4,950円、年額で59,400円に改め、所得段階及び保険料区分を9段階11区分に改めました結果、第1段階及び第2段階に該当する方は現行の年額23,100円より6,600円増の29,700円。第3段階の特例に該当する方は現行の34,600円より4,000円増の38,600円。第3段階の特例に該当しない方は現行の34,600円より9,900円増の44,500円。第4段階の特例に該当する方は現行の41,500円より11,900円増の53,400円。第4段階の特例に該当しない方は現行の46,200円より13,200円増の59,400円。第5段階に該当する方は現行の53,100円より15,200円増の68,300円。第6段階に該当する方は現行の57,700円より16,500円増の74,200円。第7段階に該当する方は現行の69,300円より19,800円増の89,100円。第8段階に該当する方は現行の69,300円より

28,700円増の98,000円。第9段階に該当する方は現行の80,800円より26,100円増の106,900円とするものであります。

説明資料の5ページにお戻りいただきたいと思います。第7条の保険料率であります但改正条例の第1号から次のページの第9号までが所得段階の第1段階から第9段階に該当するものでありまして、ただいま説明いたしました内容に改めるものであります。

次に8条につきましては普通徴収にかかる納期でありますけれども、現行では第1期から第4期までの4回となっておりますけれども、さらに4回増やしまして第1期から第8期までの8回とするものであります。普通徴収の場合における1階あたりの負担を少なくするものであります。なお納付の時期につきましては国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の普通徴収にかかる納期と同様になるものであります。

次のページになりますが第9条第3項は第7条の改正に伴う所要の改正であります。

次ぐ第8条につきましては先ほど説明をいたしました第3段階及び第4段階の特例規定を追加するものであります。

次に議案書の10ページをご覧くださいと思います。附則であります但施行期日は平成24年4月1日からとし、第2項で平成23年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例による経過措置を規定するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

- 委員長（芳滝仁） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 前回の民生常任委員会的时候にも高齢者保健福祉ビジョンのご説明をいただいた中で説明を受けておりまして、当初は5,000円を超えるというお話もあって本当に驚いたのですけれども、いろんな努力をされた後に出されてきたのが4,950円。率にしますと引上げ率が28.6%になるのではないかと思いますのですが、違っていたら言ってください。それで給付の費用も福祉ビジョンのときよりも若干違っているというふうに思うのですけれども、これも何か用意があったら教えていただきたいのですけれども、介護保険の保険料の定める仕組みそのものが、前にもお話しましたがけれども、給付が増えると増えていく、高齢者人口が増えると増えていくという中で市町村がその事業を預かるということで非常に苦しい状況にあることは十分理解いたします。

その上で3割近い引上げというのは本当に高齢者にとっては、収入3割は全然上がっていませんから大変なことになるというのが、まずは私の思いです。それで収納率を100%見られないということは当然毎年払えない人がいるということも予算や決算の中で取り上げてきたのですけれども、保険料を現状でも納められないでいる人たちの所得状況、これはどういう階層の人にとどのくらいいるのかということをもまずお答えいただきたいと思います。

- 委員長（芳滝仁） 保健課長。
- 保健課長（境谷美智子） まず給付について下がった要因ですが、今回整理させていただいた12月の段階では10月分の給付までの見込みということで、その伸び率の今年度前半の伸び率と、22年度の後半にかけての伸び率がひどく多かったものですから、その見込みをベースにして算定したということで、今回そこが1月分の給付までを整理した結果下げることができたというのが一番大きな要因です。

それから収納率なのですからけれども100%見込めないのは現在の減納の収納状況です。普通徴収では89.37%です。前回の議会のときにもお話しましたが、第2段階の方が23年度23人で22万4,000円。第3段階の方が6人、12万5,000円。第4段階の方が31人、48万円。第5段階の方が66万9,000円。第6段階の方が16人、32万4,000円。第7段階で16人、37万5,000円。第8段階の方が9人で16万3,000円ということで、総額130人で236万2,000円の未収となっております。

○委員長（芳滝仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） どの段階にとっても引上げというのは厳しいとは思いますが、この保険の厳しいところは所得がなくても保険料がかかっていくところなのです。これは後期高齢者医療制度のところでもそうなのですから、そういう所得のない人あるいは収入80万円以下、家族みんな非課税。本来は非課税ですから課税対象にならない人たちに保険料として、でも税金です、というふうにしてかかっていくというこの仕組みといいますかそこが本当に何と言うのですか、もっともっと国の制度のあり方として国がきちんと変えていく責任があるというふうにはずっと思ってきました。それはどんどん国に上げていただかなくてはならないことですが、しかしうちの町として事業をやっていかなければならない。待機者も解消していかなければならない、必要なサービスも給付していかなければならない、それも全部見込む、利用する人、入る人、みんな見込んでいったらこの状況だ。その数字そのものは理解するのですけれども、その結果約3割の引上げとなった場合にこの高齢者自身がこれに耐え得るのかどうかというところです。

この段階で今回は町も9段階11区分ということでこういうふうには是正をしたということなのだと思っております。是正はされたのですけれども、例えばいま教えていただきました滞納者、第2段階の人もかなり多いです、23人。第1段階、第2段階の人たちはほとんど、第1段階は高齢者年金か生保ですから、生保の人はその分が給付されるとしても高齢者年金の人はないです。その次の課税年金収入額、合計所得金額合算が80万円以下とほとんど収入がない状況です。そこに今回の改定案ではいままでよりも年額で6,600円上がっていくと。ここが本当にきついのではないかと思います。

いろいろやりくりしても、先日の補正のときに1,800万円基金に組まれたので、これがさらに引き下げに使えるのではないかと思います。そうするとそういう予算もないということになれば、私はやはり町独自の施策としてこの収入のない人を救うということ、十勝管内では帯広市でしかしていないのですけれども、そこに踏み切るときではないかというふうに思うのです、施策的に。

結局、後期高齢者医療制度も確かに高いのですけれども所得のない人は9割まで減免する制度があるのです、9割まで。だけどこれは5割なのです、どうがんばったって。そして元々が高いのです、こちらのほうが。そうすると年金は昨年10月から国民年金では800円、厚生年金では2,800円も引下がっているのです。これからさらに物価のスライド分が支給しすぎていたということで引下げに入ってきます。こういうふうになると高齢者の収入は昨年よりもすでに下がっていますし、これからまた下がるのです。特に北海道の保険の平均額というのは全国よりも17万円くらい低くて62万円くらいが平均

だと。幕別はもっと低いのではないかというふうに思うのです。そういう中で年額約3万円近い保険料がかかっていくという状況を何とかしなくてはいけないのではないかと思うのですけれどもどうでしょうか。

○委員長（芳滝仁） 民生部長。

○民生部長（菅好弘） 中橋委員が言われますように、私たちも保険料増額を計算していく中で、本当に年金が伸びていない中で、年金で生活している人たちにとって保険料が上がる、これは本当に大変なことだという思いで仕事をしておりました。国でもやはり保険料額が平均で5,000円を超えるということが、この制度自体が持たないということは12年前に制度を作ったときから言われていたと。

そのような状況の中でいま国では税と社会保障の一体改革ということで進めているのですけれども、なかなかその中でも国からの新たな制度改革のものが見えてこない。そのような私たちも非常にジレンマを感じる、また町民のみなさんにも負担をいただくということに対しての思いもいろいろとあります。

ただ、この介護保険の制度というのがやはり社会全体で支えるという、これが基本になっておりますので、何とかこの部分を町民のみなさんにご理解をまずいただきたいという思いでおります。なお、国のほうが今後どのような制度改革をしていくのか、国の負担を増やしていくのか、そのようなことについては私どもとしてもどういうふうになっていくのかということについてはこれからも注視をしていきたいというふうに思います。

とにかく制度がこういう状況なものですから町民のみなさんにはご理解をいただきたいとお願いをするだけです。

○委員長（芳滝仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 社会全体で支える仕組みだということでスタートしましたけれども、やはり暮らしが成り立って支えられる、支えあうことがお互いにできると。だからこういうふうにはいったい介護保険料がこういった第1段階、第2段階の方たちの収入にどのくらいのウェイトを占めていくのかということもぜひ知りたいところなのでわかったら教えていただきたいのですけれども。今日、町長もいらっしゃいますので6次の減免制度、これ制度ができてからずっと求めてきたところあるのですけれども、なかなか十勝全体の動向だとか国がそういうことは馴染まないというようなこともあって、とってはきませんでした。ただ利用に関しては、食事代の負担ですとかあるいはヘルパーの派遣ですとかやってきましたけれども保険料そのものには手立てはとってきませんでした。とってきた手立てというのはこの所得の区分を細かくしていくことだったとは思うのですが、そういうふうにしても一番収入の低い人たちが救われないという現実をやはり打開していく必要があるのだと思うのです。ここはもう町長の政策判断だというふうに思うのです。

私、値上げ分計算してみましたら第1段階と第2段階を合わせまして6,600円のところを第1段階が468人、第2段階が3,928人、合わせまして4,396人なのですけれども、ここを据え置こうと思ったら3年間3,000万円くらい、2,900万円という計算が出てきたのです。これはもちろん動いていくのでしようけれども、こういった3,000万円のお金をもし介護保険会計の中から出ないというふうになればもう一般会計の繰り入れしかありません。

しこういう状況を放置して結局滞納はもちろん解消されないでしょうし、保険料を払わなかった場合には全額負担という仕組みになっているはずですが。そういう状況に追い込まないためにも町独自の施策をここで打つ必要があるのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

○委員長（芳滝仁） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来、答弁させていただいておりますように私どもとしても、私のみならず十勝の町村会においても何とか介護保険料の値上げをできる限り抑えたい。というよりはもっと低い保険料で十分なサービスをできるような仕組みづくりをもう一度見直してほしいということは、これは町村会でも長年要望事項として上がっているわけです。

いま言いましたように片一方では特養の待機者を減らすために施設を造ったり、いろんなサービスを増やしていけばその部分が保険料に跳ね返ってくるというようなこういう仕組みは本来、我々としてはあってはならないのではないかとよく言います。今回も11月以降12月、市町村長集まるたびにお宅の保険料いくらになるのだ、介護保険料いくらになるのだ、その話ばかりでありました。とうとう芽室町は5,000円を突破したわけでありまして、そういったくらい市町村長もシビアに何とか保険料を上げない中で、ただ、言われましたようにそれでは一般会計から繰り入れていけばそれで解決できる問題か。このままいくと専ら第二の国保になるのではないかとというのが我々の中でも定評でありまして、いま国保だってほとんどの町村が基準外の繰り入れをしながら、それでもまだ全国で3億9千万円でしたか、何億か赤字が続いている。そういったことが本当にいいことなのか。我々はやはり最後まで国が抜本的な改正をしてもらうための運動をこれからも続けていくのが大事ではないかと。

いま容易に一般会計から繰り入れて、確かにそのことが住民のみなさんの負担軽減にはなるのでしようけれども、それを放置していくといま言ったように国はまた、それはお前らがやればいいことではないかというような方向に行ってもこれはなお、おかしいのではないかと。確かに厳しいものがありますし、無理なお願いなのかもしれない。理解してくれということ自体が無理なのかもしれないかもしれませんが、何とか第5期の介護保険については、できる限りの努力はしたつもりでありますけれども、ご理解いただく中で進めていきたい。そしてこの3年間の間には何としてでも改善してもらえようようにさらに我々も運動を強めていくことが大事ではないかとそのような思いであります。

○委員長（芳滝仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 苦しい状況はよくわかります。他の市町村の方たちも同じ思いではいらっしやると思います。私はやはりそういう国の無理な仕組みの中で保険者である町がどういうふうやっていくかということに尽きるのですけれども、結局どんどん収入減って負担は増えるというのが、これを市町村ががんばって踏みとどまって国の言うとおりにやっていったら何とか改善されるのではないかとということも含めてやってこられたと思うのですけれども、町長、悪くなってきているのです。改善されてきていないのです。ですから先ほども収入に占める割合がどういうふうが増えてきているか教えていただきたいのですけれども、そこが改善されないのです。改善されないうちにまた新しい仕組みが作られていくという。いまの社会保障と税の一体改革だってどの分野見たっ

て楽観できるものは何もないというふうに思うのです。もう収入はないのだと、消費税上げるしかないのだということも含めて、では福祉に必要なお金、消費税で賄うというふうになるとこれはもう際限なく上がっていくしかないというような背景も含めて、いま非常に閉塞的な状況に高齢者のみなさんは置かれているという現実があるわけです。

私は好んで一般会計どんどんつぎ込んで何でもやればいいのかって毛頭思っておりません。けれども、現実にはその7,000人を超える高齢者の中の特にこの4,000人の人たちは収入がないのだという中で6,000円の引上げで年間30,000円かかっていくという状況をちょっとでもやはり少なくとも、収入は減っているのですけれども、いままでの負担の範囲で抑えるということが苦肉の策なのだということですからそういうことを取りながら国にも働きかけていくという両面でやっていかなかったら本当に息の根が絶たれてしまうという思いにたっておりまして、お答えは同じではないかと思うのですけれども私はその両方踏込む施策を取るべきだというふうに思います。

○委員長（芳滝仁） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申しあげましたように、やはりこれはなかなか1町村が、1自治体の首長がそれぞれ解決していく問題ということにはならないのではないかと。全体的な制度の根幹からやっていかないと、いまうちが、おっしゃられるようなことで仮に先ほどの数字で3,000万円を一般会計から何年か3年、繰り出してそれでも改善がされなかったらそれではそのまま継続していくのか、あるいは少なくとも今後3年間でいま以上に施設なり制度が、サービスが上がっていけば当然負担も増えていく。この根幹を直さない限りは、ことばは悪いですがけれども一般会計から出せば出すだけどんどん一般会計の負担が増えていくような状況が続く。

そうかといっていま言われるようにそれでは年金も上がらないのにその負担を全部高齢者にさせていいのか、この辺の問題は制度の仕組みの問題があるのかと。ですからおっしゃられることについては私だけではない先ほども言いましたようにすべての市町村は同じような思いでありますので何とかいままでも以上に強力な国に対する制度の改善についての働きかけといいますか運動はこれからも続けていきたいというふうに思います。

○委員長（芳滝仁） 小川委員。

○委員（小川純文） いま中橋委員から言われたことに若干関連するかと思うのですけれども、この介護保険料の改定に当たって先般1月の委員会の中でも今回の改定の基本方針というのが示されまして今日に至ってまた改正内容が変わってきたという状況でありますけれども、先般のときには5,000円を超える5,150円ですか、くらいの予定であったものが4,950円ということで5,000円を切ったという背景の中で、昨年12月の定例会の中でもこの介護保険に対して総額1億1,000万円くらいの補正が組まれていて、その中で5,000万円以上が給付金の繰入れという形で推移してきていると思います。本年の今回の定例会の補正予算の中で介護保険のほうから3,200万円程度ですか、繰戻しという形になっていると。

資産表の中で一番大きく見ていくとこの料金改定の中で一番変化のあった部分をよく見てみますと介護給付費準備基金の取り崩しですか、一応数字上は前回のときは0になっていて、予算上措置としては2,500万円を持っているという説明経過であったと思うのですけれども、今回の中では取崩しが4,400万円程度になっていると。ここら辺が一番この今

回の介護料金の5,000円を切るという状況になった最大の要因ではないかと思うのですが、昨年から補正、また補正の予算措置、またその繰戻し、介護保険準備金等の積み増し、併せて取崩しと、そこら辺の経過をもう少し詳しくご説明願いたいというふうに思うわけですが、よろしくお願いします。

○委員長（芳滝仁） 民生部長。

○民生部長（菅好弘） 中橋委員のご質問にうちの課長のほうからも答弁させていただいたことと重なっていきますけれども、まず12月の段階では9月くらいまでの介護保険の利用の伸び、これが先ほどお話ししましたように通年であれば0.4%くらいの認定者の伸びというのがありまして、これは大体毎年そのくらいの伸びでいくのですが、たまたま平成20年の10月から23年の前半にかけて1.2%の伸びを示しました。それだけ介護保険の認定者が増えた。当然認定者が増えるということはサービス料もそれだけ増えていく形になります。これが異常な3倍の伸びを示したということで3月までの予算をみたところ資金が不足するというような内容で補正をさせていただいたというのが12月にあります。

3月の整理予算の段階ではその後、夏から秋にかけて認定者の増というのが止まってまいりまして、これは第4期だけではなくて第3期のときもそういう傾向が一時あったのですが、サービス料等の伸びが止まった。このような推移がありまして今回、道の負担分なども全部清算をいたしまして何とか基金の積戻しもできた。またさらに昨年の平成22年度の決算で出てきました繰越金、これも手をつけずに1,800万ほど積み上げをできたということで、基金の総額が4,400万作ることができたという流れでございます。

そのような形で介護保険の認定の状況、サービスの利用の状況というのがそれぞれ月によって変わってくる場面があります。これはどうなのでしょう、亡くなった方がいたり、それから在宅で介護を受けた方が施設に入るとかいろんな状況で変わる部分がありますので、これは私たちも推計として甘かったのではないかとわれれば会計上では甘かった部分があるのかもしれないですが、ただ赤字を出すということにはならないものですから一定の補正予算を12月でさせていただいて、それを3月では整理をさせていただいたという流れでございます。

○委員長（芳滝仁） 小川委員。

○委員（小川純文） 一連の流れについては、いまご説明願ったわけでありまして、やはり介護保険を使う人というのはある程度介護認定を受けた中での施設に入所されている方がひとつの大きな括りでまずあると思います。そうする方のデイサービスセンター等々、主とするまた介護サービスも含めての部分との大まかに二つあると思うのですが、認定制度の中で動いている以上、そもそも、いま部長も大きく1.2%の上昇を見たのがいままでそんなになかったことだということでありますけれども、ある面で見たら総枠の中でそんなに大きく変化するものではないと思うのです。その中で補正をしたのだけれども、そこまで費用がかからないで終わったということで最終的にはこれが残って基金の準備金に積んだということでありますけれども、結果的にそれがここで保険料の下げの基金の取崩しになっているということは今度この3年後のときにこの部分は逆の歪みを生んでくる場面も私は想定に入るのはないかと。だから今回上げれば

いいということではないのですけれども、やはり今回この手を打っているということは、次はやはり中橋委員言われるように非常に厳しい今度の改定になるのではないかと。

今回は十勝管内でも先ほど町長言われたとおりに5,100円台になった町村もありますし、ある面で言ったらうちの町よりトータルではちょっと掘みきれていませんけれども介護施設だとかそういう施設がうちの町よりも相対的に少ない町村でも4,900円台という数字は新聞紙上みると出ているわけです。そうになっていったときに今度また、今回の改定には今後できる施設の部分も計算には入れているとは思いますが、やはり今度通所型もできますのでまた増える部分もある。そういう総合的な処置をみていったときに今後の展望の中での方策というものもきちんと考えていかないと歪みが出てくるのではないかとというふうに思いますので、そこら辺どんなものでしょうか。

○委員長（芳滝仁） 民生部長。

○民生部長（菅好弘） 確かに第4期の計画を立てるときに資料などを見ますと5,200万ですか5,600万ですか、基金を持ってスタートしたのです。それを取崩して4期中に基金はなくなるというような計算で計画を立てたというのが実態であります。

今回も4,400万取崩しまして基金額は50万しか残らないというような状況になりました。第6期計画を立てるとなりますとまた同じような苦しみをしなくてはならないのかという思いは、私は心配しておりますけれども、ただ国も第6期に向けては一定の制度改革、これを行わなくてはならないということも言われておりました。

具体的には今回第5期に入るに当たりまして、先ほど中橋委員が言われました第1段階、第2段階の方については軽減措置を講じると。この部分を現役世代40代から60歳までの第2被保険者、こちらのほうの保険料を上げてその分を充てて低所得者のほうを軽減すると、このような政策も出されました。ただそれは最後実を結ばなかったのですけれども、そのようなことを国としても何とか抑える方向を検討しているというふうに私ども捉えておりますので、第6期に向けては本当にそのようになればいいという思いでおりますけれども、正直申しましていま言われましたような基金が無くなるということに対する心配というか、それは持ってはおります。

○委員長（芳滝仁） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） いま小川委員の関連にもなると思うのですけれども、今回の1,100円の引上げについて介護サービスの基盤整備についてお伺いしたいと思います。今回の計画では施設の整備が計画されていますけれども、介護付有料老人ホームの入居ニーズはあるのですか。またその必要性もあるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（芳滝仁） 民生部長。

○民生部長（菅好弘） 今回の施設整備は二つ予定をしておりまして、ひとつは小規模特養と小規模多機能、もうひとつが有料老人ホームであります。この有料老人ホームにつきましては100床ということで予定をしておりまして、そのうち介護付については50床と。この施設はいま帯広に300床くらい整備がすでに進んでおりまして、幕別の町民が実は25人、そちらに入居しているというような状況になっておりまして、これからいろんな介護の状況が出てくる中でひとつの選択肢として幕別町内にも必要ではないかという思いをしております。

ただこの施設につきましては小規模特養と違ひまして地域密着型でないということで、

どこの町村からでも入居ができるというものであります。入居した場合についてはその出身の自治体、ここが費用を負担すると。特に介護を必要としない方については問題はないのですけれども、介護を必要とする方については介護保険料はそちらのほうの自治体負担するということになっておりますので50人全部が幕別の町民で埋まるかどうか、この辺もありますけれども一応そのような施設ですのでこれから迎えていく施設としてはそのような住民にとっての選択肢、これがあってもいいのではないかと。

特にこれの利点は夫婦で、ご主人が介護をしようとする方がいると。奥さんが健康であると。このような夫婦がいままで形で行くと旦那さんは特別養護老人ホームに入るとかそのような形になって夫婦が別々に暮らさなくてはならないという問題が出てきますけれども今度は夫婦で入居をして、旦那さんは介護付のほうで介護を受けると。奥さんは健康ですから自分の身の周りのことは自分でやるというようなことで一緒に世帯で入居できると。このような利点もございますので、選択肢としてひとつ持ちたいという考え方で整備を進めるものであります。

○委員長（芳滝仁） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ではそのような施設整備をすることによって介護保険料への影響はどのくらいになるのでしょうか。

○委員長（芳滝仁） 民生部長。

○民生部長（菅好弘） 私どもが今回第5期で予定しておりますのは、平成26年の9月にオープンということで考えて計画は練っております。ですから、26年の9月以降翌年の3月まで、すなわち6ヶ月間でどのくらい保険料に跳ね返るかということで計算をいたしました。25円ということになります。これが3年間フルで機能した場合50円の3倍、150円が保険料に跳ね返ってくる計算になると。ただ、第5期については25円ということ。

そこにもうひとつありますのはこれは単純に計算した場合です。いま在宅で介護を受けている方がそういう老人ホームに入られたということになりますと、居宅介護のほうのサービス料が減りますので、そちらのほうが減って施設のほうの保険料が上がるということで、単純にそれが25円になるのか15円くらいで収まるのかということのもあるのではないかと。最大としては25円という見方はできるというふうに計算しております。

○委員長（芳滝仁） ほか、ございませんか。中橋委員。

○委員（中橋友子） 意見はお話させていただいたとおりです。私はやはり低所得者に対する軽減措置というのは絶対必要だと思いますからとるべきだと思います。参考の資料としてどこも介護保険料、十勝管内同じだと思いますので一覧表を提出していただきたいと思います。

○委員長（芳滝仁） 十勝管内の一覧表ですか。

○委員（中橋友子） はい、そうです。

○委員長（芳滝仁） 十勝管内の一覧表の提出についてお願いいたします。後日でよろしいですか。

○委員（中橋友子） はい。

○委員長（芳滝仁） では早急をお願いしたいと思います。

○民生部長（菅好弘） はい。

○委員長（芳滝仁） ほか、ございますか。ないようでありますので、議案第24号に対する質疑は以上で終了いたします。説明員の方々どうもありがとうございました。ここで退席されますので暫時休憩いたします。45分まで休憩いたします。

（14：45まで休憩）

○委員長（芳滝仁） 休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。配布資料につきまして保健課、福祉課から届いております。課長から説明があります。

○議事課長（仲上雄治） 十勝管内市町村介護保険料一覧のことについてでございます。これについてみなさんご承知のことかと思いますが、議会を経て正式に決定するものですので現時点ではあくまでも予定金額ということで確定したものではありませんのでそういうニュアンスで見ていただきたいと思います。担当課のほうから言われておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（芳滝仁） 以上です。では「幕別町発達支援センター条例」に対する質疑に入らせていただきますが、各委員のご意見をお伺いいたします。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。中橋委員。

○委員（中橋友子） ことばの教室から発展させて発達支援センターを設置するということにつきましてはアンケート調査にも盛られておりますが、町民の特に障がいを持つ方たちの大変な大きな願いでありますので、私はいまの時期に支援センターを設置することはいいことだと思ひまして意見を申しあげます。

○委員長（芳滝仁） ほかに意見ございますか。成田委員。

○委員（成田年雄） まだ、何人になるの、68人。これ28人やめたあとですか。卒園したあと。

○委員長（芳滝仁） また入ってきますから。

○委員（成田年雄） また入ってくるの。

○委員長（芳滝仁） はい、入ってきます。大体70名前後。

○委員（中橋友子） 年齢がばらばらだからいっぺんに卒園しないの。

○委員（成田年雄） 5歳児が一番多いんだ。

○委員（中橋友子） 5歳児になった人は出て行くけれども。

○委員（成田年雄） これ、発達障がいイコール障がい者かどうかという定義というのがよくわからないけれど、家庭内とか今後学校教育の中でことばの教室というものはやっつけていけるのではないかと思うのだけど、わざわざこれ作って5,000万もかける何かが必要なのか。

○委員長（芳滝仁） というご意見です。藤原委員。

○委員（藤原孟） 発達障がいという非常に認識、家庭でも本当に自分の子どもはなまくらでないかとか、そういう認識がどうしても出てしまって、ことばであれば多少は親も周りの人も認識できるのですけれども、そういう意味ではやはり支援の人材不足だとか特に理解者を増やす、そのことが非常に大事ですから、やはりセンターを作って意識を高めていくということは絶対必要だと思いますので、私は賛成いたします。以上です。

○委員長（芳滝仁） ご意見ですので、いろんな意見を出していただければと思います。岡本委員。

- 委員（岡本眞利子） 私もやはりお母さんと子どもが家にいて二人で、お母さんもなかなかしゃべらないというお母さんもいます。その中で子どもと一緒に接している中でなかなかうちの子どものことばを覚えない、しゃべらないというような話も聞きまして、そういう家の子どもをこういう発達支援センターの中で生活、通うことによって若干でもみんなと一緒にいるとことばが出るということもあり得ると思いますので、こういうものは町としてもやはり推進していくべきではないかと思います。以上です。
- 委員長（芳滝仁） ほかにご意見ございますか。ではご意見がないようでありますので、もし討論がないようでありましたらすぐに採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。
- 委員（異議なしの声）
- 委員長（芳滝仁） ではこれより採決をいたします。議案第20号「幕別町発達支援センター条例」は原案のとおり決することにご異議がございませんか。
- 委員（異議なしの声）
- 委員長（芳滝仁） では異議なしと認めます。したがって議案第20号「幕別町発達支援センター条例」は原案のとおり可決いたしました。なお本件の報告書につきましては委員長と副委員長に一任させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
- 委員（異議なしの声）
- 委員長（芳滝仁） それではそのようにさせていただきます。では次に議案第24号「幕別町総合介護条例の一部を改正する条例」に対する各委員のご意見をお伺いいたします。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。大体みなさんご意見を言っていたと思いますが、なおまたございましたら。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 討論ではありませんけれども考え方を申しあげたいと思うのですけれども。この制度ができてから今回5期ということですのでちょうど12年経ちました。スタートの段階からそれまでは介護保険という制度はなくて国民健康保険制度、保険制度の中で介護というのが扱われていたわけですが、それが別立てになって新たに負担料がかかっていくという形になりました。そのときに基本的な考え方が、先ほど申しあげましたように高齢者の数が増えていく、そして利用が増えていくというおのずとその分被保険者第1号者に跳ね返っていくという仕組みがずっと問題だと指摘されてきた制度です。
- そういう流れに乗って幕別町は今回第5期の条例改正案を提案されてきたわけですが大きくこの改正案は二つありまして、ひとつは保険料の引上げ、28.9%。それからもうひとつは納期の見直しで4期を8期にしていくということです。
- 納期の見直しにつきましては、被保険者が納めやすい仕組みということで認めるところなのですが、一番目の保険料の引上げにつきましては全体の財政計画は理解をすることでありますが、生活の実態からいってこの改定案の第1段階、第2段階低所得者層にとっては負担を超えるもの、担税能力を超える料金の引上げというふうに考えます。
- 従いましてこの部分の低減措置を取るべきでありまして、取られていない低減は認められないというふうに考えております。
- 委員長（芳滝仁） ほかにご意見のある方いらっしゃいますか。藤原委員。
- 委員（藤原孟） 確かに12年経過しました。国に5,000円という料金、これを超えればや

はり重たいと。5,000円をまず切って提案してくれたということ、それから制度に対する見直しについてもこれから十勝一円なり町も一生懸命やるということ、改善できるかできないか別にしましてもそういうことに対して前向きなことを言っておりますし、やはりいま中橋委員おっしゃられた保険料の納期見直ししてくれた、これはもちろん評価をしますし、介護を支える人材育成という、確保ということも含めまして今回はこの5,000円を切れれば私は賛成できるという値段だと思います。以上です。

○委員長（芳滝仁） ご意見ですから広いご意見でも結構ですから委員会ですので発言されてください。成田委員。

○委員（成田年雄） 先ほど中橋委員から町の一般会計からでも入れたほうがいいのではないか、くらの話があったのですけれど、これ一般会計潰してしまうと全てのものに引っかかってきてこういうこれは国の指数としてははっきりしない限り、条例に従うしかないし、ましてそれだったらやることたくさんあるのではないかと。介護ばかりでなくて。それこそ国税で言えば独立法人を12兆円出すとか、幕別町の基金がどこにあるのか隠し財産どこにあるのかくらの発見されたらいいのではないかと思うのだけど。

それで、これは賛成です。

○委員長（芳滝仁） ご意見でございました。中橋委員。

○委員（中橋友子） 介護保険制度は確かに国が作りまして仕組みもそうです。それに沿って幕別町はやっている。そうなのだけれど保険者は幕別町なのです。幕別町は独立した行政法人として自治事務の、独立して物事を定めていく権限を有しているのです。

負担がこれでは厳しいというところ、いま私わかっているだけでも中富良野町ですとか標茶町ですとかうちの町より財政規模が小さいところでもやっているのです。

一般会計のお金をどう使うのか、もちろん町長の行政執行権ですから、そこで例えば3,000万円割くというのは決断、そこの考え方なのです。それを持つか持たないかということですから、そのことによってなし崩しにして一般会計をだめにしてしまうというものではありません。基金も持っていますし備荒資金も1年分でいいところを倍、収めています。そういうことを考えて町民の暮らしの実態に合った予算の執行をすべきだと思います。

○委員長（芳滝仁） 議案第24号、大変な問題でありましてみなさん積極的に賛成のところではないかと思えます。そういう中である意味では町独自のことがない限り制度があることでありまして、その辺のことを勘案しながらひとりひとり判断をしていただければというふうに思えます。この件ではだいたいご意見、質疑が尽きたように判断させていただきます。そういうことで討論に移らせていただきますか。大丈夫ですか。

それでは討論を省略させていただきます。これより採決をいたします。議案第24号「幕別町総合介護条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することにご異議がございませんか。

○委員（異議あり、異議なしの声あり）

○委員長（芳滝仁） 異議がありますので起立採決をいたします。議案第24号「幕別町総合介護条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立者あり）

- 委員長（芳滝仁） 起立多数でございます。したがって議案第24号「幕別町総合介護条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決いたしました。なお本件の報告書につきましては委員長と副委員長に一任していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- 委員（異議なしの声あり）
- 委員長（芳滝仁） ではそのようにさせていただきます。次に閉会中の継続審査の申し出につきまして議題といたします。次の所管事務調査の項目は何がよろしいでしょうか。項目につきましてお配りしておりますのでご意見をいただきたいと思います。ご希望がございましたら。田口委員。
- 委員（田口廣之） 環境衛生の部分でゴミとか。
- 委員長（芳滝仁） 予算の衛生費で。しばらくゴミもやっていないから。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（芳滝仁） 再開いたします。環境衛生に関する事項でもし施設の見学もできる場所があれば入れながら計画を委員長、副委員長で少しさせていただきます。日程につきましてはご相談申しあげながら会期中に決めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ほかにみなさん方からご意見は。

では、これで本日の案件は終了いたしました。これをもって本日の委員会を閉会いたします。

（閉会 15：10）